

凍結精子保存期限延長同意書

医療法人昴会 岡本クリニック 御中

私は、下記の内容を確認・了承の上、凍結精子の保存延長等の各事項について同意いたしましたので各自署名のうえ、本同意書を作成いたします。

- 1 「凍結精子の保存期限延長申請・廃棄申請方法」および下記の注意事項を確認の上、凍結されている精子の保存期限の延長に同意すること
- 2 次回の保存期限の延長手続きについては、保険が適用される場合と自費負担となる場合があること
- 3 凍結精子保存期限日までに保存延長または廃棄手続きを必ず行うこと
- 4 保存期限の延長手続きをしないまま凍結精子保存期限日を過ぎた場合は、保存継続の意思がないとして凍結精子が廃棄されること

_____年 月 日

(本人)

住所 〒 _____

氏名 _____ 生年月日 (S・H 年 月 日)
(電話番号: _____)

(妻・パートナー・保証人)

氏名 _____ (続柄 _____)
(電話番号: _____)

記

- ・不測の事態（地震・風水害などの天災、火災、テロや犯罪の被害、凍結タンクの故障、その他）により、保存している精子を遺失する可能性があります。また、その事態が発生した場合、凍結までの治療費、凍結費用、延長費用などの返金はできません。
- ・本同意書作成後に死亡された場合は、すみやかに当クリニックにご連絡いただくとともに、廃棄手続きをしていただく必要があります。
- ・当クリニックが閉院することとなった場合、原則として、凍結精子を他院へ移送する手続きをとらせていただきますが、移送先の施設選定や移送はご自身でしていただく必要があります。なお、移送後に起きたことに関しては、当クリニックは責任を負いかねます。
- ・当クリニックの責めによらず他院に移送することができない場合や、院長の死亡その他の原因によりやむを得ず当クリニックが閉院することとなった場合は、凍結精子を廃棄させていただくことがあります。